

長野地方最低賃金審議会

長野県最低賃金専門部会委員名簿

(五十音順)

令和7年7月29日現在

区 分	氏 名	現 職
公益 代表 委員	昆 万佑子	信州大学教育学部 准教授
	広瀬 純夫	信州大学経法学部 教授
	山本 恭子	弁護士
労働者 代表 委員	風間 拓也	電機連合長野地方協議会 事務局長
	齋藤 政彦	自動車産業労働組合総連合会 長野地方協議会 議長
	竹村 進	日本労働組合総連合会長野県連合会 副事務局長
使用者 代表 委員	聲山 典生	(一社)長野県経営者協会 事務局長
	鈴木 幸一	長野県中小企業団体中央会 理事・事務局長
	中村 正人	長野県商工会連合会 専務理事

長野地方最低賃金審議会
長野県最低賃金専門部会委員名簿

(五十音順)
令和7年7月29日現在

区 分	氏 名	現 職
公益 代表 委員	昆 万佑子	信州大学教育学部 准教授
	○ 広瀬 純夫	信州大学経法学部 教授
	◎ 山本 恭子	弁護士
労働者 代表 委員	風間 拓也	電機連合長野地方協議会 事務局長
	齋藤 政彦	自動車産業労働組合総連合会 長野地方協議会 議長
	竹村 進	日本労働組合総連合会長野県連合会 副事務局長
使用者 代表 委員	聲山 典生	(一社)長野県経営者協会 事務局長
	鈴木 幸一	長野県中小企業団体中央会 理事・事務局長
	中村 正人	長野県商工会連合会 専務理事

長野地方最低賃金審議会 長野県最低賃金専門部会運営規程

（目的）

第1条 この規程は、長野地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する長野県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法、最低賃金審議会令及び長野地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は部会長が必要と認めたときのほか、長野労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

ただし、第1回会議は、審議会会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨をあらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議の議事）

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

（参考人の意見聴取）

第5条 専門部会は、参考人の意見を聴こうとするときは、その議決によるものとする。

（会議）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、部会長

は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告書の提出)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法、最低賃金審議会令及び運営規程に基づいて議決を行ったときには、その都度、審議会会長に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会で定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年7月28日から施行する。

長野地方最低賃金審議会会議公開要綱

第1条 この要綱は、長野地方最低賃金審議会の本審議会及び専門部会の会議（以下「審議会等」という。）の公開に関し長野地方最低賃金審議会運営規程（以下「運営規程」という。）及び専門部会運営規程（以下「部会運営規程」という。）の定めによるほか、その具体的な取扱について定める。

第2条 会議の公開又は非公開の決定は運営規程及び部会運営規程に基づき、審議会等において行う。

第3条 公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については、審議会等の開催日の14日前（審議会日程により、異なる場合もある。）に、長野労働局において掲示する。

第4条 審議会等の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の6日前（審議会日程により、異なる場合もある。）までに、はがき又はファクシミリにより労働基準部賃金室あてに申込むものとする。

2 介助者が必要な場合には、申込書にその旨及び介助者の氏名を記入するものとする。

第5条 傍聴者は、原則として5名以下とする。

2 傍聴を希望する者がこの数を超える場合は、抽選とする。

3 抽選結果については、当選者にはがきで通知する。ただし、緊急の場合は電話で通知することができる。

4 傍聴は申込者（抽選の場合は当選者）本人のみとする。ただし、前条に規定する介助者についてはこれを認める。

第6条 公開する審議会等ごとに傍聴人名簿を作成する。

第7条 傍聴者には、傍聴整理券を発行する。

2 傍聴人は、審議会等開始の10分前までに来場し、入場については会長等の指示によるものとする。

3 傍聴人には、審議会等傍聴に当たっての遵守事項を周知させるものとする。

第8条 審議中に、審議会傍聴に当たっての遵守事項に反する行為があれば、違反者に対し会長乃至部会長から是正を求め、従わない場合は退去を求めるとする。

2 退去要求に従わず審議の妨害を続ける場合は、会長乃至部会長から退去命令を発出する。

3 退去命令にも従わない場合には、所轄警察署へ連絡し強制排除を行うこととする。

第9条 審議会等の会議を公開する場合には、第4条及び第5条の規程にかかわらず、報道関係者については席が許す限り取材を認めることとする。この場合であっても撮影及び録音は、審議会開始直前までとする。

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会等の会議の公開に関し必要な事項は、審議会等に諮って会長又は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月4日から施行する。

審議会等の公開・非公開について

※本別紙は、平成 23 年 6 月 20 日付で長野県地方最低賃金審議会運営問題小委員会委員長から提言し、平成 23 年 7 月 4 日に開催された第 48 期長野県地方最低賃金審議会第 2 回総会において了承された審議会等の公開・非公開を決定するに際し尊重するもので、平成 28 年 6 月 16 日、平成 29 年 6 月 19 日及び令和 5 年 7 月 3 日に修正されている。

1 次に掲げる審議が行われる審議会は、原則非公開とする。

- (1) 具体的な金額を議論する審議
- (2) 個人等からの意見聴取を含む審議
- (3) 運営に関する事項を含む審議
- (4) その他公開することによって率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある審議

2 個別の審議会等の具体的取扱い

(1) 長野県地方最低賃金審議会（総会）について

公開とする。ただし、最低賃金の決定等について審議会の意見（答申）に対しての異議の申出に關しての審議会（最賃法第 11 条第 3 項—異議審）は金額審議を含む審議のため非公開とする。

(2) 長野県最低賃金専門部会、特定最低賃金専門部会について

第 1 回部会は公開とし、第 2 回以降は原則として公開し、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合等には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

(3) 運営問題小委員会、特定最低賃金検討小委員会について

公開することによって率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする。

3 報道機関への広報等について

(1) 事前に報道機関へ公表するもの

長野県最低賃金の改正諮問が行われる総会の開催。

長野県最低賃金の金額採決（答申）の総会の開催。

(2) 事後に報道機関へ公表するもの

ア 長野県最低賃金、特定最低賃金の諮問。

イ 長野県最低賃金、特定最低賃金の答申。

(3) 公表方法

報道機関へのメール送信（投げ込み）を原則とする。

4 その他の留意点

- (1) 金額の採決を行う総会において、会長が専門部会における労使双方の主張の要旨の説明を行う。
- (2) 非公開審議会等であっても、開催日時、場所、議事要旨については公開するものとする。
- (3) 会議途中からの公開又は非公開は、行わないものとする。